

航空自衛隊串本分屯基地

対象防衛関係施設 の所在地	和歌山県東牟婁郡串本町	須江千三百八十三番地十二
対象防衛関係施設 の区域	和歌山県東牟婁郡串本町	樫野及び須江（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	和歌山県東牟婁郡串本町	大島、樫野及び須江（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十三度二十七分二十五秒、東経百三十五度四十九分二十五秒の点 二 北緯三十三度二十七分二十六秒、東経百三十五度四十九分二十一秒の点 三 北緯三十三度二十七分四十二秒、東経百三十五度四十九分十秒の点
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び四に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	四 北緯三十三度二十八分三十五秒、東経百三十五度四十八分五十九秒の点 五 北緯三十三度二十八分四十四秒、東経百三十五度四十九分四秒の点 六 北緯三十三度二十八分五十三秒、東経百三十五度四十九分十四秒の点 七 北緯三十三度二十八分五十九秒、東経百三十五度四十九分三十七秒の点 八 北緯三十三度二十八分五十三秒、東経百三十五度五十分二秒の点 九 北緯三十三度二十八分五十二秒、東経百三十五度五十分九秒の点 十 北緯三十三度二十八分三十一秒、東経百三十五度五十分三十秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区		

域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

航空自衛隊串本分屯基地周辺地域 (和歌山県東牟婁郡串本町須江 1 3 8 3 番地 1 2)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

